

岩手県医療局管理規程第1号

医療局の保育所の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年1月4日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局の保育所の利用に関する規程の一部を改正する規程

医療局の保育所の利用に関する規程（平成20年岩手県医療局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保育の区分及び保育料) 第4条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、病児保育は、岩手県立中央病院 院内保育所に限り、行うものとする。	(保育の区分及び保育料) 第4条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、病児保育は、岩手県立中央病院 院内保育所及び <u>岩手県立中部病院院内保育所</u> に限り、行うも のとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和4年1月6日から施行する。